

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人世利新治、同高向幹範、同吉永普二雄の上告趣意のうち、憲法一四条違反をいう点は、原判決は被告人が暴力団の組長であることを本件恐喝行為の内容として摘示したものであり、右の事実をもつて、直ちに被告人に対し不利益な差別的処遇をしたものでないことが明らかであるから、所論違憲の主張は前提を欠き、その余の点は量刑不当の主張であり、弁護人柏木義憲の上告趣意は、憲法一四条、三一条、三七条違反をいう点を含め、その実質はすべて事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五八年十一月一四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	中	村	治	朗
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	谷	口	正	孝
裁判官	和	田	誠	一